

第2期恩納村地域福祉推進計画 (地域福祉計画・地域福祉活動計画)

概要版



令和8年3月
恩納村役場
恩納村社会福祉協議会

計画策定の趣旨・目的

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における様々な生活課題について、住民の主体的な取り組みをはじめ、行政や社会福祉協議会、関係機関との連携により、みんなで支え合うむらづくりに取り組んでいくという考えであり、社会福祉法の第4条にも「地域福祉の推進」が位置づけられています。

今回は、令和3年に策定した第1期計画が期間満了となることから、改めて地域住民の意見を伺いつつ、この5年間での地域福祉の取り組みの進捗状況を踏まえ、本村におけるさらなる地域福祉活動の推進を図ることを目的として本計画を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、本村の最上位計画である恩納村総合計画との整合を図るものとし、本村の福祉に関連する分野別計画の上位計画の位置づけとなります。

本計画は、福祉関連計画と連携を図るとともに、本村のまちづくりや防災などの計画との整合を図りながら、施策を推進する計画とします。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定

本村における地域福祉の取り組みを推進する上で、計画全体の理念や取り組みの方向性を示す計画が地域福祉計画(行政)であり、その方向性について、実行するための中核を担う社会福祉協議会の行動を定める計画が地域福祉活動計画(社会福祉協議会)となります。

本計画はその2つの計画を一体的に定め、計画の推進を図ります。

計画の期間

本計画の期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とし、令和12年度(2030年度)には改めて計画の見直しを行います。

令和3年度～令和7年度 (2021年度～2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
第1期	第2期				



基本理念

みんなで作る！安心とやさしさあふれるむら

「みんなで作る」とは

安心とやさしさにあふれるむらを、みんなで支える(ゆいまーる)仕組みをつくることと考えます。

「安心」とは

支援が整い、村民の誰もが安心して暮らしていけるむらと考えます。

「やさしさ」とは

村民が地域の一員として「お互いさま」の心でふれあい、支え合いの輪を広げていくことと考えます。

基本目標

基本目標1： お互いさまの心で支え合う人の輪を広げる！

「お互いさまの心で支え合う人の輪を広げる」には、隣近所の方とのあいさつなどの近所づきあいはじめ、自身が住んでいる地域を知り、地域活動へ参加する人が増えることが重要になります。

このことから、お互いさまの心を育むため、地域福祉や地域活動に関する啓発活動や地域活動への参加のきっかけづくりをはじめ、地域福祉を担う人材の育成と確保に向けた取り組みを推進し、互いに支え合える人と人のつながりの強い地域づくりを目指します。

基本目標2： みんなで支え合う仕組みをつくる！

「みんなで支え合う仕組みをつくる」ことは、地域住民や多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現につながるものです。

そのためには、身近な地域において気軽に相談できる体制をはじめ、複合的な課題へ対応していくために包括的な支援体制を構築していくことが必要となることから、地域住民をはじめ、自治会や関係団体、関係機関、事業所、社会福祉協議会、行政など、多様な主体が連携・協働し、本村らしい支え合う仕組みの構築を目指します。

基本目標3： 安心、安全をつくる！

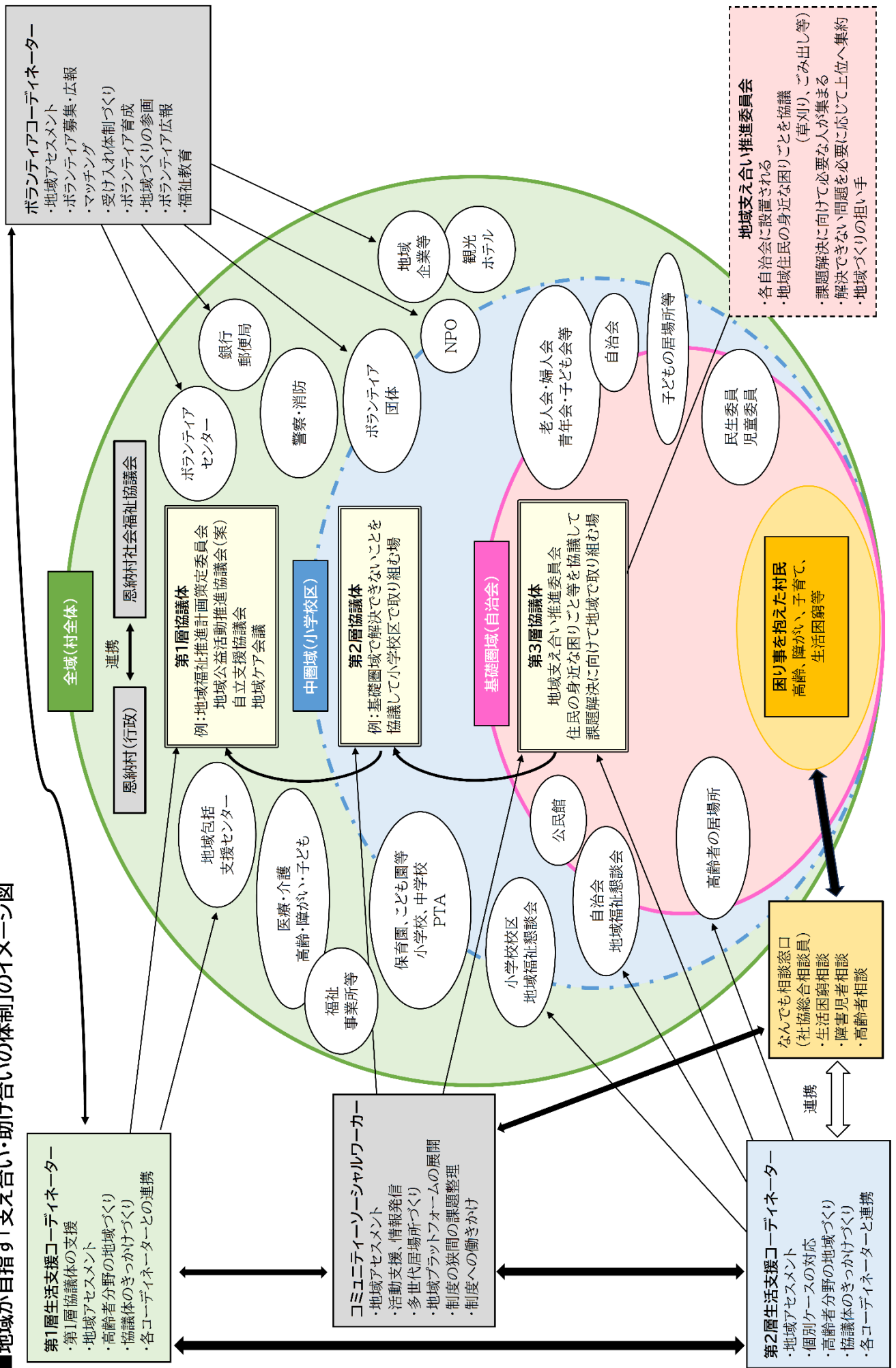
「安心、安全をつくる」ことは、地域住民が健康でいきいきと生活を送るとともに、たとえ支援が必要になった場合でも、隣近所や地域等が見落とさず、公的サービスなどの支援につなげることや、犯罪や災害に巻き込まれることの少ない環境を整えることと考えます。

そのため、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、村民一人ひとりの権利や尊厳が守られ、人と人のつながりの中で困難を抱えている人を見落とさない仕組みをつくり、お互いの支え合いの中で犯罪に巻き込まれることなく、災害時においても協力して被害を最小限にとどめることができる環境づくりを推進し、村民が本村に住んで「良かった」と思える地域づくりを目指します。

施策の体系

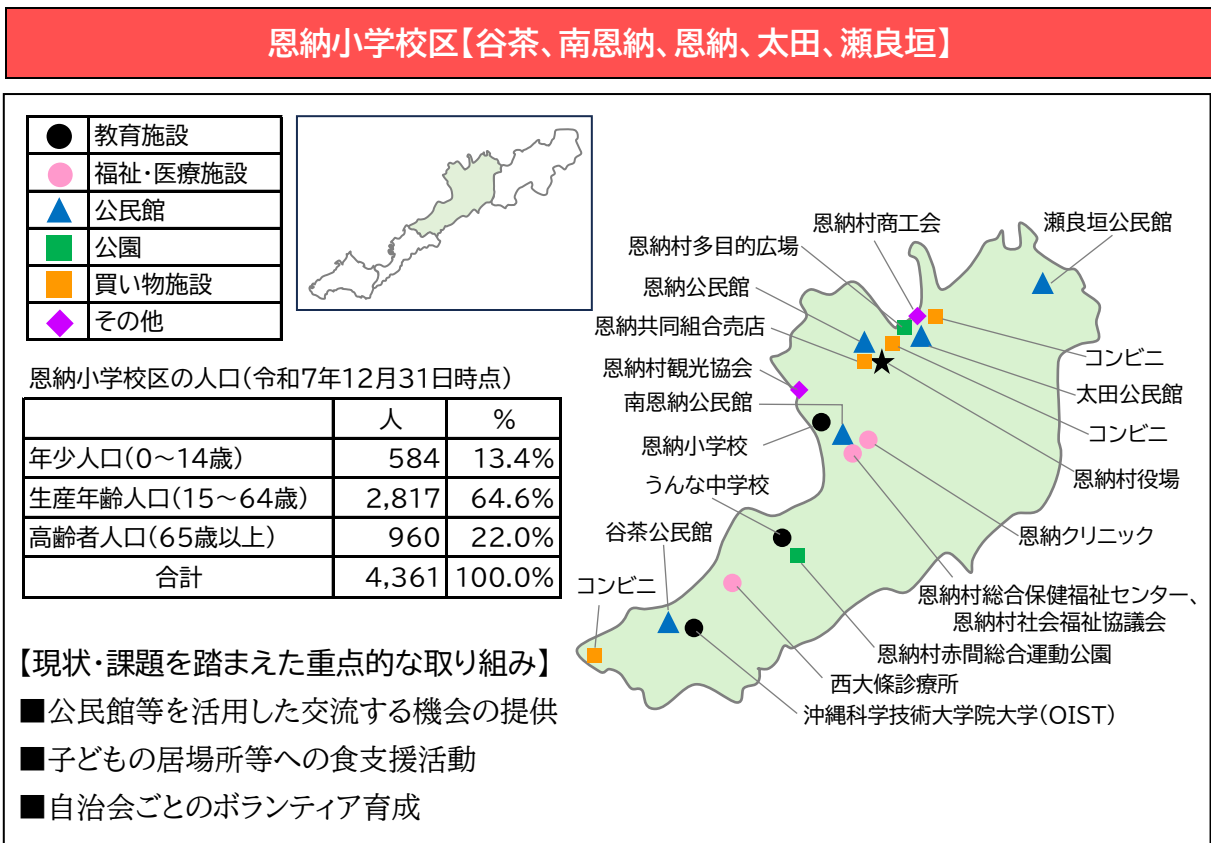
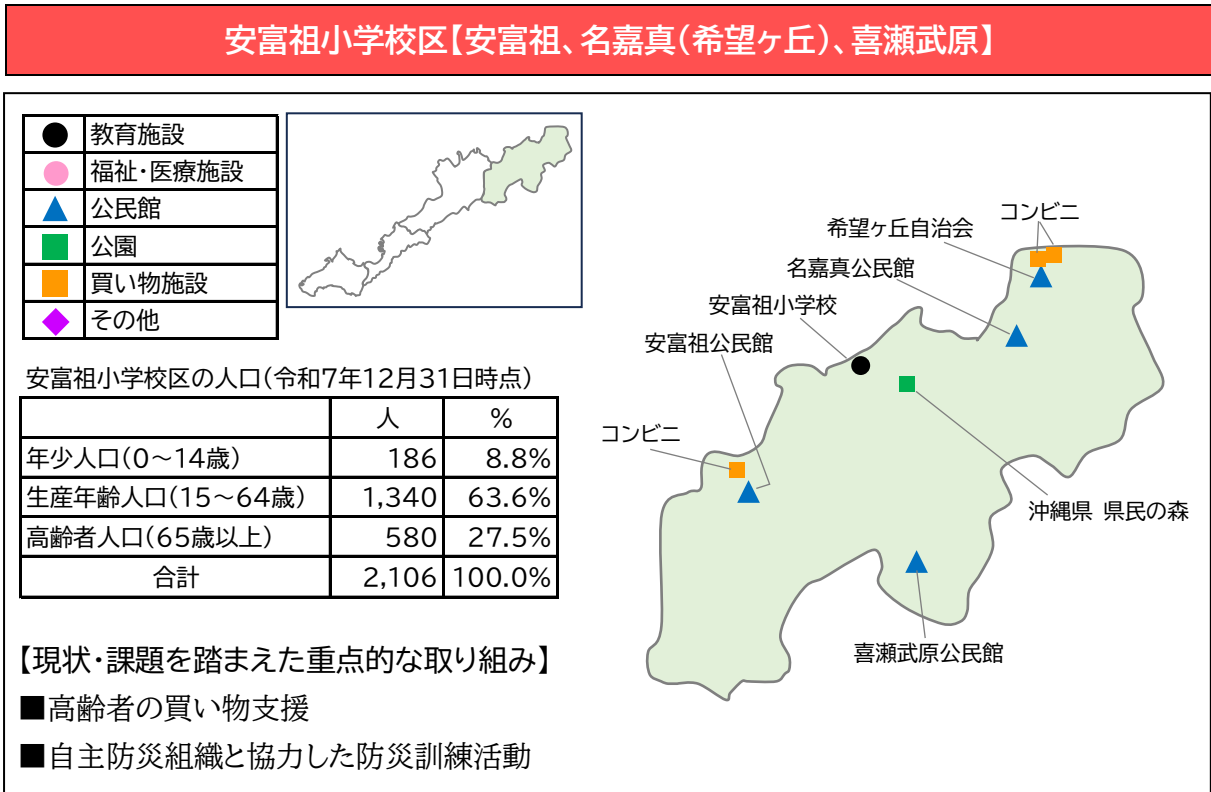
基本目標	施策
<p>基本目標1 お互いさまの心で支え合う 人の輪を広げる！</p>	<ol style="list-style-type: none">1. 地域や福祉を知るきっかけづくり (1) ご近所さんや地域を知るきっかけづくり (2) お互いさまの意識を高める福祉教育の充実2. 地域行事などに参加するきっかけづくり (1) 地域の活動への理解・参加の促進 (2) 気軽に交流できる場をつくる3. 地域で活動し、地域をつなぐ担い手の育成・確保 (1) 地域における担い手の育成・確保 (2) 地域をつなぐ人材の育成・確保
<p>基本目標2 みんなで支え合う仕組みを つくる！</p>	<ol style="list-style-type: none">1. 地域活動の活性化への支援 (1) 自治会活動の活性化支援 (2) 地域活動団体への支援2. 地域で支え合う仕組みづくり (1) 見守り・支え合いの体制づくり (2) 生活支援活動の推進3. サービスの利用支援体制の充実 (1) 身近な地域における相談支援体制の充実 (2) 包括的な相談支援体制の充実 (3) 情報提供体制の充実 (4) 福祉活動の拠点の充実
<p>基本目標3 安心、安全をつくる！</p>	<ol style="list-style-type: none">1. 子どもや高齢者、障がい者などの権利を守る仕組みの充実 (1) 権利擁護の取り組みの推進 (2) 虐待の未然防止対策の推進2. 困難を抱えた村民への支援 (1) つながりのある地域づくり (2) 子ども支援対策の推進 (3) 心身の健康づくりの推進 (4) 安心して暮らせる支援の充実 (5) 罪を犯した人が立ち直れる環境づくり (恩納村再犯防止推進計画)3. 安全・安心な地域の環境づくり (1) 防犯対策の充実 (2) 災害に強い地域づくり (3) 災害時の避難支援体制の充実

■地域が目指す「支え合い・助け合いの体制」のイメージ図



小学校区別の取り組み

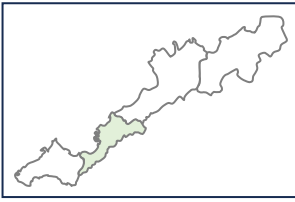
小学校区ごとの現状や課題を踏まえ、令和8年度から5年間で重点的に取り組む施策は以下のとおりです。

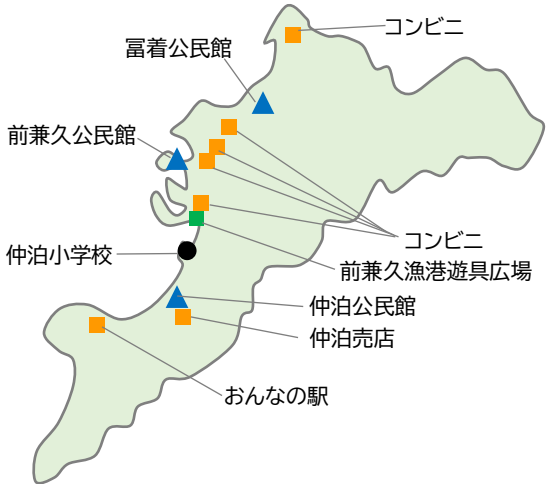




仲泊小学校区【富着、前兼久、仲泊】

●	教育施設
●	福祉・医療施設
▲	公民館
■	公園
■	買い物施設
◆	その他





仲泊小学校区の人口(令和7年12月31日時点)

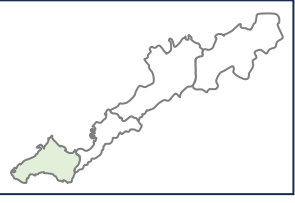
	人	%
年少人口(0～14歳)	278	11.3%
生産年齢人口(15～64歳)	1,561	63.4%
高齢者人口(65歳以上)	622	25.3%
合計	2,461	100.0%

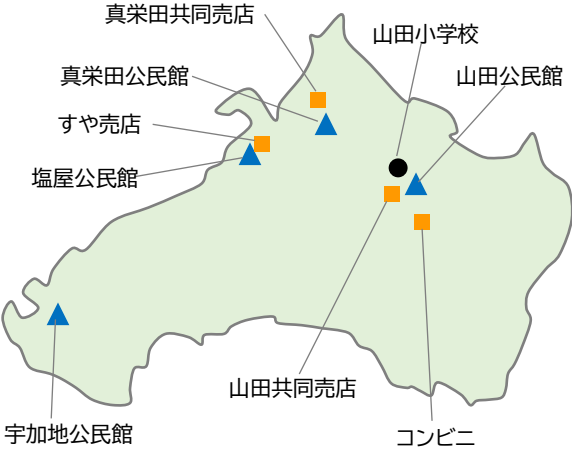
【現状・課題を踏まえた重点的な取り組み】

- 高齢者の買い物支援
- 自主防災組織と協力した防災訓練活動

山田小学校区【山田、真栄田、塩屋、宇加地】

●	教育施設
●	福祉・医療施設
▲	公民館
■	公園
■	買い物施設
◆	その他





山田小学校区の人口(令和7年12月31日時点)

	人	%
年少人口(0～14歳)	318	13.8%
生産年齢人口(15～64歳)	1,328	57.8%
高齢者人口(65歳以上)	653	28.4%
合計	2,299	100.0%

【現状・課題を踏まえた重点的な取り組み】

- 高齢者の買い物支援
- 売店等を使った身近な居場所づくり
- 自主防災組織活動の活性化

各種相談窓口一覧

恩納村役場

種類	相談名	相談内容	お問合せ	電話
法律	●合同相談 (弁護士・行政相談委員・人権擁護委員)	相続や離婚、損害賠償などの問題を弁護士等に無料で相談できます。(要予約) 年4回(5月、8月、11月、2月)	総務課	098-966-1200
障害・福祉	●生活困窮者相談(一次相談)	生活や就職の問題等の相談。 ※恩納村社協の相談員が役場にて対応します。	福祉健康課	098-966-1207
	●生活保護相談(申請)	生活保護の相談と申請に対応します。(要予約) ※中部福祉事務所が調査と可否決定を行います。		
	●障害福祉に関する相談	障がいを持った皆さんの生活(各種申請等)に関する相談ができます。		
	●高齢者に関する相談	介護・福祉サービス・認知症等の相談ができます。	福祉健康課 地域包括支援センター	
育児	●家庭児童相談	児童(0歳～18歳未満)を取り巻く、様々な問題(養育・虐待等)について相談できます。	こどもみらい課	098-966-1217
	●子育て・発育・発達相談	就学前の各種子育てについて相談できます。		
生活環境	●ゴミに関する相談 (お問合わせ)	ゴミの収集、分別、ゴミ処理場への自己搬入に関する事。	村民課	098-966-1205
	●水道に関する相談	水道料や給水契約等に関する事(水道)。	上下水道課	098-966-1198
	●下水道に関する相談	下水道料金や接続等に関する事(下水道)。		098-966-1190
その他	●行政相談	行政の仕事に関する苦情、要望、意見等に関する相談ができます。	総務課	098-966-1200
	●心の相談	心や身体の悩み、生活上の悩みごとに関して相談できます。	福祉健康課	098-966-1207
	●村税に関する相談	村税等の納税に関して相談できます。	税務課	098-966-1206
	●国保、後期高齢者医療、国民年金に関する相談	国保、後期高齢者医療、国民年金に関する相談ができます。	村民課	098-966-1205

恩納村社会福祉協議会

種類	相談名	相談内容	お問合せ	電話
地域	●ボランティアに関する相談	ボランティア活動、保険、福祉教育、体験学習用具等の貸し出し、相談ができます。	恩納村社会福祉協議会 地域福祉推進部門	098-966-1193
	●地域の見守り、助け合いに関する相談	地域での身近な困りごとの相談ができます。 サークル活動等の相談もできます。		
	●フードバンクに関する相談	様々な理由で食事について困っている方へ食品を提供すること、食品を寄贈したい方の相談ができます。		
相談	●貸し付けに関する相談	生活全般、経済的な相談と貸付に関する相談申請ができます。	恩納村社会福祉協議会 相談支援・権利擁護部門	098-966-1193
	●日常生活費の管理に関する相談	生活費の管理等について相談ができます。		
サービス	●福祉用具に関する相談	在宅で介護を必要とする方に一時的に貸し出すことができます(在庫状況によりできない場合があります)。	恩納村社会福祉協議会 介護・生活支援サービス部門	
	●障がい者等の活動、移動に関する相談	・定期的に行われる交流会等について相談することができます。 ・外出及び余暇活動等に参加するための移動の相談をすることができます。		



発行日 令和8年3月

発行 恩納村役場 福祉課 ※R8年4月より、福祉健康課に課名変更
〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451番地
電話:098-966-1207